

依頼試験手数料の減免のお知らせ

新型コロナウイルス感染症が県内経済に与えるさまざまな影響に対する緊急経済対策として、中小企業・小規模企業が負担する依頼試験手数料の減免を行います。

減免対象	● 依頼試験手数料
減免期間	令和2年8月1日～令和4年3月31日 ※減免期間を1年間延長します。 なお、期間については変更となる場合があります。
対象者	県内の中小企業・小規模企業
要件	以下のいずれにも該当するものであること ● 申請者の住所又は事業所の所在地が県内であること ● 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者であること
減免率	50%
必要書類	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例施行規則で定める通常の「依頼書」に加え、以下の書類が必要となります ● 「減免申請書」 ● 「申告書」 (法人の場合には、代表者印の押印が必要です。) ※「減免申請書」と「申告書」は、依頼試験の依頼時に提出がなければ、減免の要件を満たしていても、減免することはできません。 また、後日提出いただいても減免額に相当する額の返還は行いません。 《必要書類は、林業研究所HPよりダウンロードすることができます》 https://www.pref.mie.lg.jp/ringi/hp/index.htm

*** 注意事項 *** 納入通知書、報告書等の宛名、送付先を申請者以外に変更することはできません。

主な試験の種類及び減免後の料金

区分	試験の種類	項目	単位	減免後の料金
木材及び 木材製品	強度試験	1. 材料強度試験	一体につき	3,020円
		2. 実大材試験	一体につき	6,800円
		3. 木質パネルせん断試験	一体につき	9,740円
	性能試験	含水率測定試験	十本につき	3,830円

●お問い合わせ 三重県林業研究所 企画調整課
電話:059-262-0110 Fax:059-262-0960 e-mail:ringi@pref.mie.lg.jp